反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意

当組合は反社会的勢力との関係遮断に向けた取組みを強化しており、当組合と取引する際に、お客さまより反社会的勢力ではないことの表明および確約に関する同意(下記同意文参照)をいただいております。

<反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意文>

私は、現在、ならび将来において、次の(1)のいずれかにも該当せず、また、(2)のいずれかに該当する行為を行わないことを表明・確約します。

また、私が本表明・確約に関して虚偽の申告をした場合には、貴組合との預金取引が停止され、または解約通知によって預金口座が解約されても異議を申し出ず、貴組合の組合員であった場合には、定款の規定により組合員の資格を喪失し、除名となることを確認します。

なお、これにより私に損害が生じた場合でも、貴組合に損害賠償請求することはせず、 いっさい私の責任といたします。また、これにより貴組合に損害を生じさせた場合には、 その損害額をお支払いします。

- (1)私は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
 - ① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - ② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - ④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - ⑤ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき 関係を有すること
- (2)私は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わない事を 確約いたします。
 - ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流布し偽計を用いまたは威力を用いて貴組合の信用を毀損し、または貴組合の業務を妨害する行為
 - ⑤ その他前各号に準ずる行為

